

江府町規則第 4 号

江府町特別導入事業基金条例施行規則の一部改正をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

江府町長 白石祐治

江府町特別導入事業基条例施行規則の一部を改正する規則

江府町特別導入事業基条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業の内容)</p> <p>第2条 この事業は、江府町が肉用繁殖雌牛を計画的に購入し、肉用繁殖雌牛の貸付けを受けようとする農業者(以下「導入対象者」という。)に一定期間貸付後、その者に譲渡する事業及び、受精卵移植により生産された和牛を導入する農業者(以下「貸付対象者」という。)に一定期間導入資金の貸付けをする事業とする。</p>	<p>(事業の内容)</p> <p>第2条 この事業は、江府町が肉用繁殖雌牛を計画的に購入し、肉用繁殖雌牛の貸付けを受けようとする農業者(以下「導入対象者」という。)に一定期間貸付後、その者に譲渡する事業とする。</p>

(事業対象者)

第3条 本事業の対象者(以下「事業対象者」という。)は次の各号に定める者とする。

(1) 別表の第1欄の(1)の事業を行う導入対象者は、江府町に住所を有する者で肉用雌牛の飼養計画を有し、肉用雌牛を継続して飼養することが確実な者とする。

(2) 別表の第1欄の(2)の事業を行う貸付対象者は、江府町に住所を有する者で受精卵技術を活用した畜産経営計画を有し、継続した経営が確実な者とする。

(導入対象者)

第3条 この事業の導入対象者は、江府町に住所を有する者で肉用雌牛の飼養計画を有し、肉用雌牛を継続して飼養することが確実な者とする。

<p>(貸付の申込)</p> <p>第4条 町から肉用繁殖牛の貸付を受けようとする導入対象者及び町から受精卵移植により生産された和子牛の導入資金の貸付を受けようとする貸付対象者は、貸付申込書(様式第1号)に畜産経営計画書(様式第2号)を添付して町長に提出するものとする。</p>	<p>(貸付の申込)</p> <p>第4条 町から肉用繁殖牛の貸付を受けようとする者は、貸付申込書(様式第1号)に畜産経営計画書(様式第2号)を添付して町長に提出するものとする。</p>
<p>(貸付の決定)</p> <p>第5条 町長は、<u>事業対象者選定基準(別記1)</u>に即し、貸付申込者の畜産経営計画書を適正に審査の上、貸付の適否の決定を行い特別導入事業貸付決定書(様式第3号)により貸付申込者に通知するものとする。</p>	<p>(貸付の決定)</p> <p>第5条 町長は、<u>導入対象者選定基準(別記1)</u>に即し、貸付申込者の畜産経営計画書を適正に審査の上、貸付の適否の決定を行い特別導入事業貸付決定書(様式第3号)により貸付申込者に通知するものとする。</p>
<p>(導入対象家畜)</p> <p>第6条 本事業の対象家畜は次の各号に定める家畜とする。</p> <p>2 別表の第1欄の(1)の事業で貸付の対象となる家畜(以下「導入家畜」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 繁殖の用に供する肉用育成雌牛(生後4カ月齢以上18カ月齢未満のもの)</p> <p>(2) 繁殖の用に供する肉用成雌牛(生後18カ月齢以上4歳未満のもの)</p> <p>(3) 繁殖の用に供する受精卵移植により生産された肉用雌牛(生後1カ月齢未満のもの)</p> <p>3 別表の第1欄の(2)の事業で資金貸付の対象となる家畜(以下「資金貸付対象家畜」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 受精卵移植により生産された肉用牛(生後1ヶ月未満のもので生後12ヶ月未満のもの)</p>	<p>(導入対象家畜)</p> <p>第6条 この事業で貸付の対象となる家畜(以下「導入家畜」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 繁殖の用に供する肉用育成雌牛(生後4カ月齢以上18カ月齢未満のもの)</p> <p>(2) 繁殖の用に供する肉用成雌牛(生後18カ月齢以上4歳未満のもの)</p>

以内に出荷するものに限る)

(事業対象家畜の購入)

第7条 導入家畜については、町は、次の方により購入するものとする。

- (1) 町が家畜市場から購入する。ただし、町自ら購入することが困難である場合は他の機関(農協等)に委託して購入することができるものとする。
- (2) 家畜市場以外から購入する場合には、農協等の証明をもつて適正な評価とすることができる。

2 資金貸付対象家畜については、貸付け対象者が次の方法により購入するものとする。

- (1) 導入対象者が農家相対にて購入する。
- (2) 大山乳業の指定する標準価格を適正な評価とする。

(基金からの取崩し)

第9条 町は、事業対象家畜の購入額(家畜購入に要した諸経費の合計額)を1頭ごとに計算し、基金から取り崩すものとする。

- 2 1頭当たりの取崩し限度額は、別表の第1欄の事業毎に同表の第4欄の額とする。
- 3 貸付期間は別表の第1欄の事業毎に別表の第5欄の期間とする。
- 4 貸付額の納付方法は、別表第1欄の事業毎に別表の第6欄の方法とする。

(導入家畜の購入)

第7条 町は、次の方法により導入家畜を購入するものとする。

- (1) 町が家畜市場から購入する。ただし、町自ら購入することが困難である場合は他の機関(農協等)に委託して購入することができるものとする。
- (2) 家畜市場以外から購入する場合には、農協等の証明をもつて適正な評価とすることができる。

2 資金貸付対象家畜については、貸付け対象者が次の方法により購入するものとする。

- (1) 導入対象者が農家相対にて購入する。
- (2) 大山乳業の指定する標準価格を適正な評価とする。

(基金からの取崩し)

第9条 町は、導入家畜の購入額(家畜購入に要した諸経費の合計額)を1頭ごとに計算し、基金から取り崩すものとする。

- 2 1頭当たりの取崩し限度額は、30万円とする。
- 3 貸付期間は3年間又は5年間とし、契約締結時に協議決定する。
- 4 貸付額の納付方法(一括納付、分割納付)についても前項と同様に協議決定する。

	(貸付契約の締結)
第10条 町は、導入家畜を導入対象者に引き渡した時点で導入対象者との間で、 貸付契約書(様式第4号の1)を締結するものとする。	第10条 町は、導入家畜を導入対象者に引き渡した時点で導入対象者との間で、 貸付契約書(様式第4号)を締結するものとする。
2 町は、導入資金の貸付する前に貸付対象者との間で、 <u>貸付契約書(様式第4号の2)</u> を締結する。	2 貸付契約書の締結にあたって、導入対象者は連帯保証人を立てることがある。
3 貸付契約書の締結にあたって、事業対象者は連帯保証人を立てることがある。	
(事業対象者の義務)	(導入対象者の義務)
第11条 事業対象者は、 <u>貸付期間中次の事項を遵守するものとする。</u>	第11条 導入対象者は、 <u>貸付期間中次の事項を遵守するものとする。</u>
(1) 善良な管理者の注意をもつて飼養管理にあたること。	(1) 善良な管理者の注意をもつて飼養管理にあたること。
(2) 事業対象家畜を家畜共済に付すること等により債務の履行に万全を期すこと。	(2) 導入家畜を家畜共済に付すること等により債務の履行に万全を期すこと。
(3) 家畜保健衛生所の指導等により <u>導入家畜の伝染病等の予防</u> のための注射等を行うこと。	(3) 家畜保健衛生所の指導等により <u>事業対象家畜の伝染病等の予防</u> のための注射等を行うこと。
(4) 導入家畜の飼養管理費を負担すること。	(4) 導入家畜の飼養管理費を負担すること。
(5) 畜産経営計画書の飼養計画書の達成に努めること。	(5) 畜産経営計画書の飼養計画書の達成に努めること。
(6) 次の事態が生じた場合には、遅滞なくその旨を町に通知すること。 ア 導入家畜につき、盗難、失そ、疾病、死亡その他重大な事故があつたとき。 イ 導入対象者が疾病にかかる等飼養管理を継続することが不可能となつたとき。	(6) 次の事態が生じた場合には、遅滞なくその旨を町に通知すること。 ア 事業対象家畜につき、盗難、失そ、疾病、死亡その他重大な事故があつたとき。 イ 事業対象者が疾病にかかる等飼養管理を継続することが不可能となつたとき。
	ウ 導入対象者が、農業労働力、經營農用地等の面積の変動により、畜産経

<p>ウ 事業対象者が、農業労働力、経営農用地等の面積の変動により、畜産經營計画書に掲げた肉用牛用繁殖牛の飼養が困難となつたとき。</p> <p>(導入家畜の管理)</p> <p>第12条 町は、事業対象家畜管理台帳(様式第5号)を備え、事業による貸付に関する記録を整備するものとする。</p>	<p>(事業対象者の家畜飼養状況の把握)</p> <p>第13条 町は、事業対象者台帳(様式第6号)を備え、事業対象者からの報告等により貸付期間中毎年度末時点の事業対象者の家畜飼養状況を把握しておくものとする。</p>	<p>(事業対象者に対する指導)</p> <p>第14条 町は、事業対象者の畜産経営計画書の達成及び飼養管理技術の向上等のため定期的(毎年度1回以上)に指導、確認を行うものとする。</p>	<p>(譲渡対価及び貸付資金の納付)</p> <p>第17条 導入対象者は、協議により決定した貸付期間が満了したときに町長の発行する納入に係る通知書により、導入家畜の譲渡対価を町に納付するものとする。</p>	<p>2 町長は、導入対象者との協議により納入方法を分割納付と決定した場合は前</p>
<p>省計画書に掲げた肉用繁殖牛の飼養が困難となつたとき。</p> <p>(導入家畜の管理)</p> <p>第12条 町は、導入家畜管理台帳(様式第5号)を備え、貸付家畜に関する記録を整備するものとする。</p>	<p>(導入対象者の家畜飼養状況の把握)</p> <p>第13条 町は、導入対象者台帳(様式第6号)を備え、導入対象者からの報告等により貸付期間中毎年度末時点の導入対象者の家畜飼養状況を把握しておくものとする。</p>	<p>(導入対象者に対する指導)</p> <p>第14条 町は、導入対象者の畜産経営計画書の達成及び飼養管理技術の向上等のため定期的(毎年度1回以上)に指導、確認を行うものとする。</p>	<p>(譲渡対価)</p> <p>第17条 導入対象者は、協議により決定した貸付期間が満了したときに町長の発行する納入に係る通知書により、導入家畜の譲渡対価を町に納付するものとする。</p>	<p>2 町長は、導入対象者との協議により納入方法を分割納付と決定した場合は前</p>

	<p>項の規定にかかわらず、分割納付の方法により納付させることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 5年分割 1年に貸付額の5分の1を返還する。 (2) 3年分割 1年に貸付額の3分の1を返還する。 <p>3 貸付対象者は、1年間の貸付期間が満了した時に町長の発行する納入に係る通知書により、貸付金を町に一括納付するものとする。</p>	<p>の規定にかかわらず、分割納付の方法により納付させることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 5年分割 1年に貸付額の5分の1を返還する。 (2) 3年分割 1年に貸付額の3分の1を返還する。
	<p>(導入家畜又は貸付金の返還)</p> <p>第18条 町長は、貸付期間中に次の事態が生じたときは、事業対象者の契約を解除するとともに導入対象者に貸付している導入家畜又は貸付金の返還命令をすることができる。この場合、導入対象者は、町の指示に従つて導入家畜を町に返納しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業対象者が、本事業の目的に反した場合又は貸付契約に従わない場合であつて、町長が導入対象者に事業対象家畜の飼養管理を継続させることが不適であると認めたとき。 (2) 事業対象者が疾病にかかかった場合等であつて、町が事業対象者に事業対象家畜の飼養管理を継続させることが困難であると認めたとき。 (3) 事業対象者が、畜産経営計画書の飼養計画の達成を著しく怠つていると認められたとき。 	<p>(導入家畜の返還)</p> <p>第18条 町長は、貸付期間中に次の事態が生じたときは、導入対象者の契約を解除するとともに導入対象者に貸付している導入家畜の返還命令をすることができる。この場合、導入対象者は、町の指示に従つて導入家畜を町に返納しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 導入対象者が、本事業の目的に反した場合又は貸付契約に従わない場合であつて、町長が導入対象者に導入家畜の飼養管理を継続させることが不適であると認めたとき。 (2) 導入対象者が疾病にかかかった場合等であつて、町が導入対象者に導入家畜の飼養管理を継続させることが困難であると認めめたとき。 (3) 導入対象者が、畜産経営計画書の飼養計画の達成を著しく怠つていると認められたとき。
	<p>(損害賠償)</p> <p>第19条 貸付期間中に導入家畜につき盗難、失そ、疾病、死亡その他重大な事</p>	

<p>事故があつた場合において、当該事故が導入対象者の責めに帰すべき事由による と認められるときは、導入対象者はその損害を賠償しなければならない。</p>	<p>2 導入家畜の事故についての賠償責任の有無の判断は、通常の飼養管理を判断 基準とするものとする。</p>	<p>3 損害賠償の基準は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 事故が導入対象者の故意又は重大な過失により生じたと認められる場合 $P1 + P2$に相当する額</p>	<p>(注)</p>	<p>1 P1は、当該事故に係る導入家畜を町が購入したときの価格と購入等諸経費 の合計額(以下「購入相当額」という。)から当該家畜の残存価格に相当す る額(その額が購入相当額を上回るときは購入相当額を差し引いた額 2 P2は、当該事故に係る導入家畜の引渡し等の日から当該事故につき報告 のあつた日までの日数に応じ、当該家畜の購入相当額に付き年利3.3%で計算 して得た額</p>	<p>(2) 前号以外の過失による場合はP1に相当する額</p>	<p>4 貸付期間中に資金貸付対象家畜につき盗難、失そ、疾病、死亡その他の重 大な事故があつたときは、貸付対象者は貸付金の全額を返還しなければならぬ。</p>
---	---	--	------------	---	----------------------------------	---

附 則（令和6年規則第4号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記1（第5条関係）

事業対象者選定基準

特別導入事業の事業対象者の選定は、貸付申込者の畜産経営計画書を次の事項を基準として審査のうえ行うものとする。

1 農業労働力

- (1) 農業従事者（事業対象者）は、江府町特別導入事業基金条例施行規則第3条の要件を満たすもので、肉用繁殖牛又は受精卵移植により生産された和子牛を継続して飼養する意欲のあるものとする。
- (2) 経験年数は特に問わないものとするが、新規参入の場合にあっては肉用繁殖雌牛の飼養管理技術等からみて今後継続的に肉用繁殖雌牛又は受精卵移植により生産された和子牛の飼養が可能な者とする。

2 経営農用地等面積

- (1) 飼料供給地面積の現在及び計画の繁殖雌牛1頭あたりの面積がおおむね6アール以上であること。
- (2) 飼料作物、野草、未利用資源の積極的な活用が図られるものであること。

3 施設

- (1) 飼養計画の現在及び計画時における肉用繁殖雌牛の飼養頭数が収容可能な繁殖牛舎等が確保されていること又は確保される見込みがあること。

4 飼養計画

- (1) 事業対象者の導入頭数は事業対象者の飼養技術、労働力、飼養基盤等を勘案し、合理的な飼養が可能な頭数であること。（ただし、肉用牛生産振興上特に必要と認める場合にはこの限りでない。）

別表

1 事業	2 事業内容	3 事業対象家畜 (第6条関係)	4 基金から取崩し額 (第9条関係)	5 貸付期間 (第9条関係)	6 貸付額の納付方法 (第9条関係)
江府町特別導入事業	(1)肉用雌牛特別導入	繁殖の用に供する肉用雌牛(生後4ヶ月以上8ヶ月未満のもの) 江府町が計画的に購入した肉用繁殖雌牛を一定期間貸付を行う。	限度額30万円	3年間又は5年間 とし、契約締結時に協議決定する。	一括又は分割とし、契約締結時に協議決定する。
	(2)受精卵和子牛導入資金貸付	繁殖の用に供する受精卵移植により生産された肉用雌牛(生後1ヶ月未満のもの) 受精卵移植により生産された和子牛導入資金貸付を行う。	限度額25万円 限度額25万円	3年間又は5年間 とし、契約締結時に協議決定する。	一括又は分割とし、契約締結時に協議決定する。
			1ヶ月未満のものに限る)	1年間	一括

現地購買員選任届

年 月 日

全国農業協同組合連合会
鳥取県本部長 様

鳥取県日野郡江府町江尾1717番地1

江府町長

(公 印 省 略)

町有牛の導入を目的として、貴会の開設する家畜市場にて家畜の購入を予定しており、
家畜市場での現地購買員として、下記の者を選任したので届出いたします。

記

1. 現地購買員氏名

2. 購買セリ日

年 月 日()

様式第1号(第4条関係)

江府町特別導入事業貸付申込書

年 月 日

江府町長 様

貸付申込者 住所

氏名

(印)

江府町特別導入事業基金条例施行規則第4条に基づき、下記のとおり事業による貸付を受けたいので家畜経営計画書を添えて申し込みます。

記

項目	内容		
品種名			
頭数	育成雌牛	頭	(うち自家生産牛 頭)
	成雌牛	頭	
	受精卵産子	頭	(導入資金貸付)
購入(貸付)希望時期			
購入希望地			
購入(貸付)希望価格			
貸付期間	肉用雌牛特別導入		受精卵和子牛 導入資金貸付
	3年	5年	1年
納付方法	分割	一括	一括
その他			

様式第2号(第4条関係)

畜産経営計画書

計画作成者	住所	江府町大字 番地	作成年月
	氏名	印	年月

1 農業労働力

(個人)農業従事者氏名	現在	
(法人)常時従事者氏名	年齢	経験年数
	歳	年
	歳	年

2 経営農用地等面積

区分	現在		計画		
	(申請時)	実面積	うち借地	実面積	うち借地
水田					
	うち転作田飼料作物				
	うち水田裏飼料作物				
畑					
	うち飼料作物				
牧草地					
野草地					
山地					
共有牧野、河川敷等					
稻わら等の交換面積					
その他の					
計					
	うち飼料供給地面積				

3 施 設

区 分		現在(申請時)		計 画	
肉 用 牛	繁殖牛舎	棟	m ²	頭	棟
サイロ(型式)		基	m ²	基	m ²

4 飼 養 計 画

(単位:頭、アール)

区 分		導入前 (申請時)	計 画					
			(年度末)					
繁殖雌 牛頭 数	導入 後	初年 度末	2年 度末	3年 度末	4年 度末	5年 度末		
	18ヶ月齢以上のもの ① (成雌牛)							
	4~18ヶ月齢未満のもの ② (育成牛)							
	計 ③=①+②							
本事業 導入頭 数	成 雌 牛 ④							
	育 成 牛 ⑤							
	受 精 卵 産 子 ⑥							
	計 ⑦=④+⑤+⑥							

様式第3号(第5条関係)

特別導入事業貸付決定書

年　月　日

様

江府町長

(公印省略)

江府町特別導入事業基金条例施行規則第5条に基づき、貸付の決定をおこなう。

記

肉用雌牛特別導入

品　　種　　名

頭	数	育成雌牛	頭
		繁殖雌牛	頭

貸　付　予　定　額　　円

導　入　期　　年　月　日～年　月　日

受精卵和子牛導入資金貸付

資金貸付対象家畜頭数　　頭

貸　付　決　定　額　　円

貸　付　期　間　　年　月　日～年　月　日

肉用繁殖雌牛貸付契約書

江府町長（以下「甲」という。）と導入対象者（以下「乙」という。）とは甲の所有する肉用繁殖雌牛の乙への貸付に関し、次のとおり契約する。

（履行義務）

第1条 甲及び乙は、甲の定める特別導入事業基金条例施行規則に従い、誠実にこの契約を履行するものとする。

（貸付家畜、貸付期間及び譲渡価格）

第2条 甲は、甲の所有する肉用繁殖雌牛1頭を乙に貸し付けることとし、その貸付家畜、貸付期間及び譲渡価格は付表のとおりとする。

（履行事項）

第3条 乙は、貸付期間中の次の事項を遵守するものとする。

- (1) 善良な管理者の注意をもって飼養管理にあたること。
- (2) 貸付家畜を家畜共済に付すること。
- (3) 家畜保健衛生所の指導等により貸付家畜の伝染病の予防のための注射等を行うこと。
- (4) 貸付家畜の飼養管理に要する経費を負担すること。
- (5) 貸付期間中毎年度末の肉用繁殖雌牛の飼養頭数を甲に報告すること。
- (6) 畜産経営計画書の飼養計画の達成に努めること。
- (7) 次の事態が生じた場合には、遅滞なくその旨を甲に報告すること。
 - ① 貸付家畜につき、盗難、失そう、疾病、死亡その他重大な事故があったとき
 - ② 乙が疾病等にかかる等飼養管理を継続することが不可能となったとき
 - ③ 乙が農業労働力、経営農用地等の面積の変動により畜産経営計画書に掲げた肉用繁殖雌牛の飼養が困難となったとき

（譲渡対価の納付）

第4条 乙は、甲の発行する譲渡対価の納付の通知書により指定する期日までに譲渡対価を納付するものとする。ただし、分割納付の場合は甲の請求に従うものとする。

（損害賠償）

第5条 貸付期間中に貸付家畜につき、盗難、失そう、疾病、死亡その他重大な事故があった場合において、当該事故が乙の責めに帰すべき事由と認められるときは、基金条例施行規則第19条第1項から第3項に基づき乙は甲に損害を賠償しなければならない。

（廃用処分）

第6条 甲は、貸付期間中に貸付家畜につき疾病、事故等により廃用処分の必要が生じた場合は、乙と協議のうえ基金条例施行規則第20条に基づき処置するものとする。

（延滞金）

第7条 甲は、乙が譲渡対価及び損害賠償を乙の指定する期日までに納付しないときは、乙から当該期日の翌日から納付のあった日までの日数に応じ、当該納付額に付き、年利10.95パーセントの割合で計算した額を延滞金として徴収することができる。

(その他)

第8条 この条例の条項及びこの契約に定めていない事項について疑義が生じたときは、甲乙の間において基金条例施行規則に即し誠意ある協議を行い解決するものとする。

この契約の証として、本契約書を3部作成の上、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

年　月　日

甲 (貸付者) 住 所　鳥取県日野郡江府町大字江尾1717番地1

氏 名　江府町長

乙 (借受者) 住 所　鳥取県日野郡江府町大字

氏 名

連帯保証人　住 所

氏 名

付表

NO

貸付番号		
名号		
生年月日		
登録番号		
家畜個体識別耳標番号		
貸付開始日		
貸付終了日		
納付方法		
譲渡価格		

様式第4号の2（第10条関係）

貸付契約（　　－　　）号

受精卵和子牛導入資金貸付契約書

江府町長（以下「甲」という。）と貸付対象者（以下「乙」という。）とは甲から受精卵和子牛導入資金貸付に関し、次のとおり契約する。

（履行義務）

第1条 甲及び乙は、甲の定める特別導入事業基金条例施行規則に従い、誠実にこの契約を履行するものとする。

（貸付額及び貸付期間）

第2条 甲は、受精卵和子牛導入資金を乙に貸し付けることとし、その貸付額及び貸付期間は付表のとおりとする。

（履行事項）

第3条 乙は、貸付期間中次の事項を遵守するものとする。

- (1) 善良な管理者の注意をもって飼養管理にあたること。
- (2) 事業対象家畜を家畜共済に付すること。
- (3) 家畜保健衛生所の指導等により事業対象家畜の伝染病の予防のための注射等を行うこと。
- (4) 貸付期間中毎年度末の肉用繁殖雌牛及び受精卵産子の飼養頭数を甲に報告すること。
- (5) 畜産経営計画書の飼養計画の達成に努めること。
- (6) 次の事態が生じた場合には、遅滞なくその旨を甲に報告すること。
 - ① 事業対象家畜につき、盗難、失そう、疾病、死亡その他重大な事故があったとき
 - ② 乙が疾病等にかかる等飼養管理を継続することが不可能となったとき
 - ③ 乙が農業労働力、経営農用地等の面積の変動により畜産経営計画書に掲げた肉用牛の飼養が困難となったとき

（貸付金の納付）

第4条 乙は、甲の発行する貸付金の納付の通知書により指定する期日までに貸付金の全額を一括納付するものとする。

（貸付金の返還）

第5条 貸付期間中に資金貸付対象家畜につき、盗難、失そう、疾病、死亡その他重大な事故があったときは、基金条例施行規則第19条第4項に基づき乙は甲に貸付金の全額を返還しなければならない。

（延滞金）

第6条 甲は、乙が貸付金を乙の指定する期日までに納付しないときは、乙から当該期日の翌日から納付のあった日までの日数に応じ、当該納付額に付き、年利10.95パーセントの割合で計算した額を延滞金とて徴収することができる。

(その他)

第7条 この条例の条項及びこの契約に定めていない事項について疑惑が生じたときは、甲乙の間において基金条例施行規則に即し誠意ある協議を行い解決するものとする。

この契約の証として、本契約書を3部作成の上、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

年　月　日

甲　（貸付者）住 所　鳥取県日野郡江府町大字江尾1717番地1

氏 名　江府町長

乙　（借受者）住 所　鳥取県日野郡江府町大字

氏 名

連帯保証人　住 所

氏 名

付表

NO

貸付番号		
名　　号		
生年月日		
登録番号		
家畜個体識別耳標番号		
貸付開始日		
貸付終了日		
納付方法	一括	
貸付額	円	

事業対象家畜管理台帳

貸付番号	名号	登録番号	家畜個体識別 耳標番号	事業対象者		購入価格	基金取崩額	個人負担額	事業区分	契約	完了	年月日	償還年月日	備考
				住所	氏名									
1									町有牛					
2									資金貸付					
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														

(注) 廃用処分及び事業対象者の変更等があつた場合は、備考欄に発生年月日、理由等を記入する。

年度

特別導入事業 支出票

年 月 日

課長	担当

支 出 額 _____ 円

記事明細

分 年 月 日 ~ 年 月 日

上記金額を請求します。

年 月 日

印

江府町長 様

上記金額を領収しました。

年 月 日

印

江府町会計管理者 様

発江産第
年 月 号
日

様

江府町長

特別導入事業(肉用繁殖雌牛)の貸し付け期間満了について(通知)

年 月 日付契約の肉用繁殖雌牛に関する契約書に基づき、特別導入事業導入牛の貸し付けをしていますが、年 月 日をもって飼養期間(年間)が満了したので、契約書第4条により導入肉用牛を譲渡すべく、第5条に基づく、下記譲渡対価を別紙納入通知書により納付頂くよう通知します。

記

貸付番号	
名号	
登録番号	
譲渡対価	

発江産第
年 月 号
日

様

江 府 町 長

特別導入事業(導入資金)の貸し付け期間満了について(通知)

年 月 日付契約の受精卵和子牛導入資金貸付に関する契約書に基づき、導入資金の貸し付けをしていますが、 年 月 日をもって契約期間(年間)が満了したので、契約書第4条により下記納付額を別紙納入通知書により納付頂くよう通知します。

記

貸付番号	
名号	
登録番号	
納付額	